

みどりとみずべの将来ビジョン 概要版

■ 目的

- ・「琵琶湖保全再生施策に関する計画 ～琵琶湖と人とのより良い共生環境の形成を目指して（平成 29 年 3 月）」において定められた「守る」と「活かす」ことの好循環の推進を図る方針を踏まえ、「みどりとみずべの将来ビジョン」（＝以下、本ビジョン）を策定することにより、**湖辺域を対象とした「守る」「活かす」の好循環に資するまちづくりの方向性**を示す。
- ・各自治体が有する各種計画と整合した、**概ね 20 年後の湖辺域の目指すべき将来像**を定め、各自治体と方向性を共有する。
- ・保全を前提とした上で、湖辺域の魅力ある資源を損ねることなく、資源を活かしたイベントの実施、オープンカフェの設置等の**賑わい創出に資する利用・活用を促進**し、SDGs の達成に向けて、国民的資産である琵琶湖から享受する恵みを活用した**持続可能な地域振興・観光振興**に繋げることを目指す。

■ 本ビジョンの対象

- ・琵琶湖の**水際線から概ね 200m の湖辺域**を対象とする(水域は含まない)。

■ 湖辺域の将来像

① 保全エリア

湖辺域の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守るエリア

～自然環境や歴史・文化的景観の保全・再生～

○活動等のイメージ

環境維持・保全・再生（条例等による規制・誘導等）

保全エリアのイメージ



② 利用エリア

誰もが気軽に湖岸を体感し、楽しむ活動を促進するエリア

～水際の空間や風景を体感できる環境整備と維持管理～

○活用等のイメージ

散策・休憩、サイクリング、遊泳 等

利用エリアのイメージ



③ 活用エリア

様々な主体との連携により、湖辺域での賑わいを創出する

～民間活力等による集客施設等の整備～

○活用等のイメージ

飲食、宿泊等(カフェ、レストラン、グランピング、ホテル、道の駅等)

活用エリアのイメージ



■ 施策・事業展開にあたっての留意事項

- ・「経済」「社会」「環境」のバランスを図る統合的な取組である **SDGs の視点**を活かす。
- ・**浸水等治水に関するリスク情報**も踏まえて検討するとともに、**河川管理施設の機能を損なうことのないよう検討する**。
- ・湖辺域の自然環境や豊かな生態系の保全および再生に強く留意しながら、琵琶湖保全再生計画に基づき、**琵琶湖を守ることと活かすことの好循環の推進**を目指す。
- ・魚のゆりかご水田の取組等、農地や生物多様性の持つ価値および機能を認識し、農地を保全するための土地利用計画をふまえ、**農地や生物多様性の持つ価値および機能の適正な保全**を図ることを前提に検討する。
- ・**湖辺域での漁業の重要性を認識し、漁業活動を損なうことのないよう検討する**。
- ・「滋賀県景観計画」および各市が策定した景観計画等を踏まえて、湖岸や田園から対岸や山並みの眺望が楽しめる景観の保全を基本とし、**良好な景観を守り育て、継承**することを前提に検討する。

エリア区分図

- | | |
|-------------------------------|--|
| ①保全 琵琶湖周辺の貴重な自然環境、歴史・文化的景観を守る | |
| ②利用 誰もが気軽に湖岸を体験し、楽しむ活動を促進する | |
| ③活用 様々な主体との連携により、湖辺での賑わいを創出する | |

●：水泳場、公園、キャンプ場、道の駅（既存）、港等の公共施設、ホテル（収容人員300名以上）
 ●：県・市の施策の方針をふまえ、民間活力導入を図っている、もしくは検討している施設

■各エリアでの各種施策や事業等の展開にあたり、以下に示す事項に留意しつつ進めるものとする。

- ・「経済」「社会」「環境」のバランスを図る統合的な取組であるSDGsの視点を活かす。
 ・治水等治水に関するリスク情報も踏まえて検討するとともに、河川管理施設の機能を損なうことのないよう検討する。
- ・湖辺域の自然環境や豊かな生態系の保全および再生に強く留意しながら、琵琶湖保全再生計画に基づき、琵琶湖を守ることと活かすことの好循環の推進を目指す。
- ・魚のゆかりの水田の取組等、農地や生物多様性の持つ価値を認識し、農地を保全するための土地利用計画を踏まえ、農地や生物多様性の持つ価値および機能の適正な保全を図ることを前提に検討する。
- ・湖辺域での漁業の重要性を認識し、漁業活動を損なうことのないよう検討する。
- ・「滋賀県景観計画」および各市が策定した景観計画等を踏まえて、湖岸や田園から対岸や山並みの眺望が楽しめる景観の保全を基本とし、良好な景観を守り育て、継承することを前提に検討する。



湖西 ステージス高島（グランピング）



湖北野鳥センター / 琵琶湖水鳥・湿地センター

湖北野鳥センター / 琵琶湖水鳥・湿地センター

道の駅湖北みずどりステーション

奥びわスポーツの森

産直びわみずべの里

長浜城歴史博物館（豊公園）

Hotel&Resorts NAGAHAMA

長浜港

さいかち浜

道の駅近江の郷

エキスポ琵琶湖

松原水泳場

彦根港

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

湖北北岸 / 松原水泳場

- 湖辺域の将来像の実現に向けて以下の体制にて議論していくものとする。
- ・県内各市を含む関係者間で、保全に十分留意しつつ利用・活用のあり方について議論し、共通認識の形成を図る。
 - ・各種施策等の本ビジョンへの位置付けは、検討会議にて検討していく。
 - ・湖辺域における民間活力導入に関して、事業者より提案がある際には、推進ワーキンググループ（推進WG）において、実現性の有無の検討を行い、県と当該市が事業実現に向けて連携を図る場合には、具体施策の課題や推進方針等を検討する。

甲賀市

0 2.5 5 7.5 10 12.5 15 km

新名神高速道路

■ 民間活力の活用

「民間活力」とは

- ・時代のニーズに応じたアイディアや企画、運営等に係る能力
- ・事業を経営的視点から見る経営ノウハウ
- ・民間事業者の投資等による資金 等

(1) 関連する主な法律

- ・エリア区分は、土地の所有者や管理権限者を区別せずに設定するため、その土地の法的な位置付けを把握し、土地利用計画等を踏まえた上で、**各法律に定められた規定や法制度の範囲内で民間活力の活用**を行う。

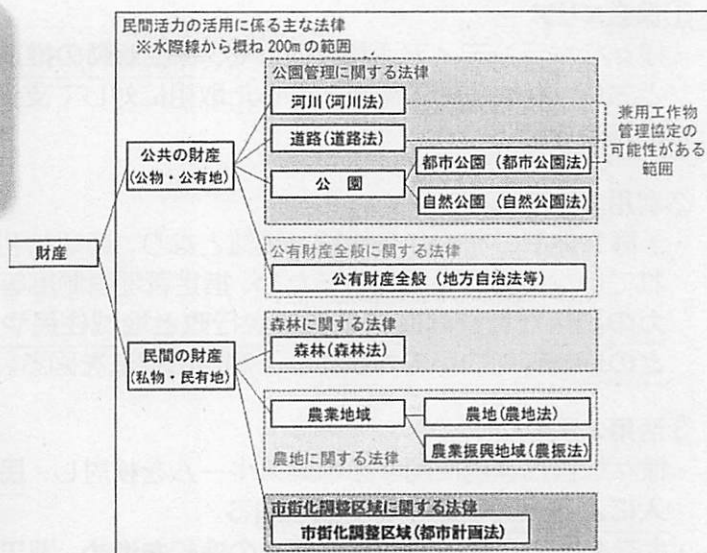


図 湖辺域での民間活力の活用に関連する主な法律

(2) 活用に向けた方針

- ・湖辺域には、都市公園や自然公園が各所に点在し、各地区の周辺環境、アクセス条件、利用状況等が様々であるため、**民間事業者との意見交換を進めながら、各場所に適した事業内容や事業者の募集方法について検討**する。
- ・地元企業とともに、地域の特色や文化を活かした施設展開を進める等、**地域の活性化にもつながらる取組**を行う。
- ・湖辺域は、**複数の法律により、土地利用に関する規制や誘導等を行うための区域が設定・指定されている**ため、この点に留意する。併せて、**地域との合意形成を図ることも重要**である。
- ・湖辺域での**漁業活動を阻害することのないよう留意**するとともに、琵琶湖岸には貴重な動植物等が生育している区域もみられるため、**動植物の生息環境の保全**を基本とした上で検討する。

(3) 導入イメージ

事業内容について民間事業者へアンケートを実施した。その結果を踏まえて、様々な特性を有する湖辺域における今後の民間活力の導入イメージを以下に示す。

導入イメージ：カフェ、レストラン

背後地に市街地が広がる都市公園区域においては、近隣からの多くの集客も見込まれるので、琵琶湖を眺めるレストランやカフェ等、琵琶湖の景色を楽しみながら飲食ができる施設の整備等が考えられる。

導入イメージ



導入イメージ：バーベキュー場、キャンプ場、グランピング施設

背後地に農地が広がる自然公園区域においては、豊かな自然環境を活かしたキャンプ場やキャンプ場に併設するバーベキュー施設等が考えられる。また、快適さを兼ね備えた新しい体験型旅行として近年人気を博しているグランピングの整備等も考えられる。

導入イメージ

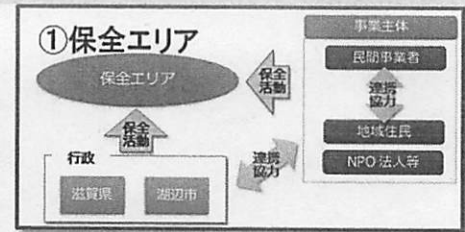


■ 将来像の実現に向けて

(1)各エリアのマネジメント方針

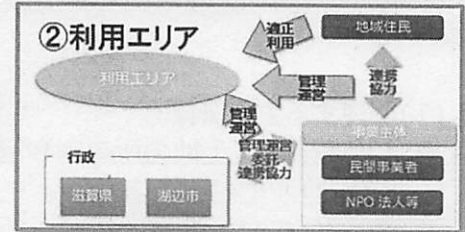
①保全エリア

- ・様々なボランティア活動を通して、**保全活動の推進**を図るとともに、県や各湖辺市がこうした取組に対して支援し、活動の推進を図る。



②利用エリア

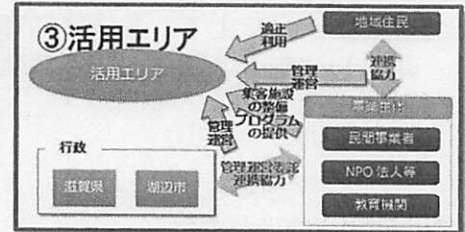
- ・予算や体制の制約から管理が困難となり、適切な利用が図られていない場所も見られるため、指定管理者制度等の**民間活力の導入**が可能な制度の活用や行政と地域住民や活動団体との連携等についても検討し、利用の促進を図る。



③活用エリア

- ・様々な官民連携に関する事業スキームを検討し、**民間活力導入**による更なる賑わい創出を図る。
- ・大学を始めとする**教育機関等との連携**も進め、湖辺域の活性化を図る。

※上記はマネジメント体制の一例であり、様々な体制が考えられる。



(2)検討体制

- ・県内市町を含む関係者間で、**保全に十分留意しつつ利用・活用のあり方について議論**し、共通認識の形成を図る。
- ・各種施策等の本ビジョンへの位置付けは、**検討会議**にて検討していく。
- ・湖辺域における民間活力導入に関して、事業者より提案がある際には、**推進ワーキンググループ(推進WG)**において、実現性の有無の検討を行い、県と当該市が事業実現に向けて連携を図る場合には、**具体施策の課題や推進方針等を検討**する。

表 組織体制

組織	概要	構成メンバー
検討会議 (定期)	・湖辺のあり方の共通認識の形成および具体的な取組事例の共有 ・推進WGからの報告の共有 ・各種施策等の本ビジョンへの位置付けの検討	・県内19市町 ・独立行政法人 水資源機構 ・国土交通省 琵琶湖河川事務所 ・庁内関係各課 ・事務局(県都市計画課)
推進WG (随時)	・実現性の有無の検討 ・具体施策の推進に関する課題および推進方針の検討 ・具体施策の推進組織の構築に関する調整	・当該市 ・関係機関 ・事務局(県都市計画課)

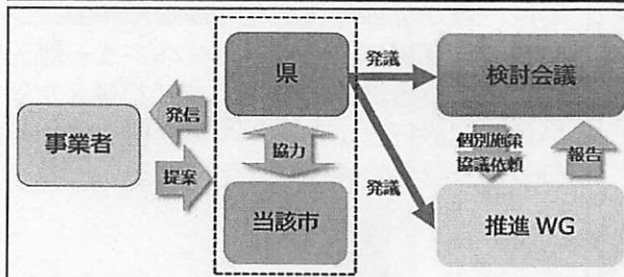
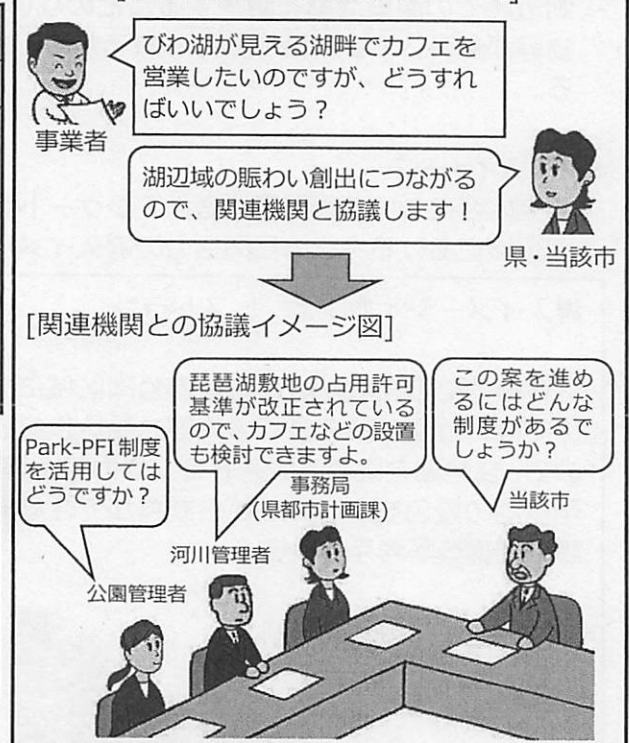


図 検討体制

[事業実現に向けた流れの一例]



(3)本ビジョンの見直し

- ・本ビジョンは、20年後の湖辺域の将来像を展望するものとして位置付けているが、**社会情勢の変化に伴う適宜見直し**を図る。